

農林水産大臣 宛

国立研究開発法人審議会 会長 名

国立研究開発法人の中長期目標（案）についての答申（案）

平成 27 年 11 月 19 日付け 27 農会第 1368 号をもって当審議会に意見を求められた国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター及び国立研究開発法人土木研究所の第 4 期中長期目標（案）については、下記のとおり答申する。

記

1. 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の中長期目標（案）について

全体として、中長期目標（案）（研究開発に係る事業の重要度、優先度及び難易度を含む。）は妥当である。ただし、法人がより一層効果的効率的な業務を行い、研究開発成果の最大化に資する業務を行うため、以下の点につき案の修正その他の措置を検討されたい。

（1）「3－3 地域農業研究のハブ機能の強化」、「4－2 統合による相乗効果の発揮」など法人の内部組織整備に関する部分について

3－3 では地域農業研究センターの体制整備、4－2 では新たな組織体制の構築について記述されている。具体的な法人の内部組織・体制整備に関する法人の長の裁量を十分に尊重する必要があることから、目指すべき姿を示したこれらの記述は中長期目標として妥当である。一方で、法人統合に際して、適切な組織・体制を構築することは重要であり、中長期計画の設定及び主務大臣による業務実績評価の適切な実施により、実効性を確保する必要がある。

（2）「3－4 世界を視野に入れた研究推進の強化」について

我が国農業の海外展開に関しては、今後行う研究だけでなく、これまで農研機構が開発し蓄積している技術の移転も有効と考えられるため、それらの活用について記述すべき。

（3）「3－1 1 農業機械化の促進に関する業務の推進」に関する部分について

女性農業者に関する記述については、男女共同参画の観点からも内容を確認し、記述を適正化すべき。

（4）「6－1 法人のガバナンス強化」について

今年度、政府関係機関の情報システムが外部からの不正アクセスを受け重要情報が漏洩するという情報セキュリティ関連の事故があった。類似の事態が生じないよう、情報セキュリティに関しては、一層の強化を図るよう指示すべき。

（5）「別添 1－1－（1）農業・農村所得増大に向けて、地域が目指すべき営農システムの実

現に向けた技術体系の確立」について

高齢化や担い手の減少により耕作放棄地は年々増加しており、これに起因する鳥獣被害も増加している。耕作放棄地の問題は日本の農業の大きな問題点であるので、それへの言及とその対策についても記述すべき。

(6)「別添1-2-(4)農産物の「強み」を強化するための先導的品種育成及び育種基板技術の開発」について

【難易度：高】となっている「10aあたり玄米重量1.5トン程度の極めて高い収量性を持つ稲育種素材を開発する。」との目標は、現在の技術水準を鑑みると、難易度が「極めて高い」チャレンジングな目標と言える。研究推進、評価等にあたっては、その点に十分留意する必要がある。

育成した品種について「必要に応じて種苗の増殖を行い、速やかな品種の普及を図る。」との記述があるが、病害抵抗性品種など生産現場への早期普及が必要な場合があり得るため、「必要に応じて緊急増殖を行う。」旨を記述すべき。

(7)「別添1-3-(7)新たな国内需要への対応、6次産業化及び輸出促進のための食品の品質・機能性評価及び加工・流通技術の開発」について

高栄養・健康機能性の農産物・食品の開発に関して、2015年の「機能性表示食品制度」の開始や関係者の関心の高まりに応え、生産者や消費者等にわかりやすく情報提供等を行うことが望まれる。このため、その旨を中長期目標に記述すべき。

2. 国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの中長期目標（案）について

全体として、中長期目標（案）（研究開発に係る事業の重要度を含む。）は妥当である。ただし、法人がより一層効果的効率的な業務を行い、研究開発成果の最大化に資する業務を行うため、以下の点につき案の修正その他の措置を検討されたい。

(1)「第1(4)本中長期目標期間における重点事項」及び「3-2産学官連携、協力の促進・強化」について

開発途上地域等において、グローバル・フードバリューチェーン戦略等に即し、真に我が国及び関係国相互の経済発展に資する研究協力を行うためには、JIRCAS、関係国の研究機関、企業、農研機構等の参画が期待される。そのため、特に、農研機構など他の国立研究開発法人との技術シーズや人材活用を含めた連携体制について記述すべき。

(2)「6-1法人のガバナンス強化」について

今年度、政府関係機関に対するサイバー攻撃があったこと等を踏まえ、情報セキュリティに関しては、一層の強化を指示すべき。

3. 国立研究開発法人土木研究所の中長期目標（案）について

中長期目標（案）（農林水産省共管部分）については異存はない。